○関東地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月三十日

関東地方整備局長　石川　雄一

その関係図面は、平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

一　路線名　百三十九号

二　供用開始の区間　山梨県南都留郡鳴沢村字前丸尾八五三一番一二六から同村字堀ノ内一七七九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

三　供用開始の期日　平成二十八年三月三十日

四　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月三十日

関東地方整備局長　石川　雄一

その関係図面は、平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
富士吉田市上暮地三丁目三〇一一番八地先から同市上暮地三丁目三〇一一番一〇まで	前	八・六メートル～二九・八メートル
	後	〇・〇五六キロメートル～〇・〇五六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　路線名　百三十九号

二　供用開始の区間　富士吉田市上暮地三丁目三〇一一番八地先から同市上暮地五丁目五一〇八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

三　供用開始の期日　平成二十八年三月三十日

四　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千九百四十九号八千代都市計画道路事業三・四・六号八千代台花輪線

三　事業施行期間　自平成四年十二月十四日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十九年建設省告示第千五百四十八号さんむ都市計画道路事業三・三・一号蓮沼海浜公園本須賀納屋線

三　事業施行期間　自昭和四十九年十二月二十三日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二百四十四号船橋都市計画道路事業三・四・十五号本郷町古作町線及び三・四・十七号船橋国道十四号線

三　事業施行期間　自平成九年二月二十一日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年関東地方整備局告示第百三号袖ケ浦都市計画道路事業三・四・八号高須箕和田線

三　事業施行期間　自平成二十四年三月二十八日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十四年関東地方整備局告示第百三号の事業地のうち奈良輪字三反町及び字御野狩地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第三百三十六号野田都市計画道路事業三・四・一〇号清水上花輪線

三　事業施行期間　自平成二十一年十二月三日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし